

ピエール・ルジャンドル〈第8講〉  
『ロルティ伍長の犯罪—〈父〉を論じる』  
人文書院 1998年10月刊 310頁 2800円

佐々木 中

この本が日本における最初の翻訳となったピエール・ルジャンドル(1930-)は、モース、レヴィ=ストロースが歴任した高等研究院宗教学部門の指導教授であり、「西洋キリスト教規範空間」をその講座の題目としている宗教人類学者—彼自身の言葉を使えば「ドグマ人類学」者—である。

ただその概念の組立てはわれわれが常日頃見慣れているようなものとはかなりかけ離れており、この著作にかぎらず彼の主著たる「講義」シリーズすべてに見られる一種独特のけれん味あふれる悪文と相まってある種の違和感を残すだろう。

それは彼が、教会法へのローマ法の浸透に関する論文で博士号を取り、中世法制史という地道な分野に関するその分野では確固とした業績として知られている論文を幾つものしている法学者、法制史家であるという側面と、ラカン派の要人だったという精神分析の理論家としての側面を持つという理由がまずあるだろう。実際読んでいて面食らうのは、その二つの領域から直接く用語のくせの強さ、難解さである。(実際、フランスでの彼の読者はいわゆる「現代思想」の読者や哲学の専門家よりも、実務に携わる判事や弁護士が多いと聞く。)

しかし、彼の著作がわれわれに与える違和感にはもう一つの理由があるように思われる。それは彼が「宗教」という言葉を自明のものとしては使用しないことから来る。ルジャンドルはフランスの学術雑誌「Le Debat」に掲載したマルセル・モース記念講演会での講演“Qu'est-ce donc que la religion?”(「では宗教とは何なのか?」)において、マルクス主義が中国やロシアにおいて儒教や東方正教が担っていた宗教的なものにどうかかわっていたかという問題や、「管理経営的西欧」における宗教の個人化(彼は「宗教は手近に信じられるものの集成」と語ったという「神学的経営者」の言葉をひいている)などの例をあげながら、「“religion”という用語のもとで指の間からすり抜けてしまうもの」を再考するために、また「信仰と反信仰という無限の悪循環を克服するために」、「宗教という一義的概念に変えて、三組の概念を使う」と述べるのである。その三組とは、

- 1) 儀礼性の優位と、エンブレムによる準拠の翻訳の優位。
- 2) 親子関係を基礎づけ、その規範的諸効果を引き受ける力能。
- 3) 社会的慣習を真正化する力能、という意味での政治的力。

である。先回りになるが、この三組の概念のうち、本書で重点的に述べられ使用されているのは2)である。

ここで以上のこと、すなわち「宗教」という概念を迂回する「産業社会の宗教人類学」という態度の是非は問わないでおこう。ただ、われわれも日々直面している「宗教」概念の定義にかか

わる困難（たとえば、マルクス＝レーニン主義にはある種の宗教性が認められるかもしれないが、しかしそれを「宗教」と断ずると問題が生じてしまうという困難であるとか、われわれの生きる社会における様々な下位文化のものごとの宗教性を云々することへの違和感に根ざす困難）にたいしてルジャンドルもある種の試行錯誤をしており、その結果が「宗教」概念をその著作に頻出させないという結果にあらわれているとすればここでは足りるだろう。

もうひとつフランス宗教人類学の後継者たるルジャンドルの仕事の特徴を挙げようとするれば、先ほど述べたようにそれが従来の人類学のように非西欧的な「未開社会」を対象とし、その婚姻や儀礼、系譜の規則を解釈するのではなく、ヨーロッパ的な産業社会の婚姻や儀礼、系譜の規則、つまり「法」を対象とし、それを近代法に継受されることになる中世の教会法、ローマ法にまで遡って究明するものであることを述べなくてはならない。だからルジャンドルの「ドグマ人類学」の主要な対象はまずヨーロッパ的社会、彼の言葉で言えば「ラテン＝神教の効果としての〈国家〉」から派生する「産業社会」なのである。その分析の射程は彼が「ウルトラ産業主義的社会」と呼ぶ現代の大衆消費社会にまで及ぶものである。

以上のことから、何故に法学の研究から出発したルジャンドルが、「宗教」の研究をその中心的課題とするのかが見通せようかと思われる。その法制史学説によれば現在の「近代法」そのものがローマ法がキリスト教教会法と融合を果たす過程で形成されていったそうである。つまり彼には、「政治神学」をものしたカール・シュミットの国家政治理論と神学の単なるつき合わせを超えて、近代のそれをも含むヨーロッパ的規範制度そのものが近代のそれに至るまで根深くキリスト教的だという観点があるからなのである。

さて、この本は、彼の16年以上にもわたる高等研究院での講義をまとめた「講義」シリーズの一冊である。ただし、各巻に載っているシリーズの一覧表の最後にくる8番目の著作、いうなれば彼の理論の「応用編」たる著作であり、彼の著作のなかでは例外的にあるスキャンダラスな事件にふれている。それは次のようなものである。

1984年5月8日、カナダ・ケベック州の国民議会堂に、自動小銃を携えた軍服の男が侵入した。その男はそこに居合わせていた数名の人々に発砲しつつ議場に向かったが、そのとき議会は閉会中であって議場には誰もいなかった。そこで彼は議長席に陣取って銃を乱射するなどの行為をしばらくおこなっていたが、やがて、議会の警備にあたったある退役軍人の勧告にしたがい外に誘い出されたところを逮捕された。事件後、この事件は3人の死者と8人の負傷者を出したことがわかった。犯人の名はドゥニ・ロルティという妻も二人の子もいる現役のカナダ陸軍伍長であった。彼は警察の尋問中、「ケベック政府が親父の顔をしていた」と述べ、その一言からそれまで政治的テロと思われそう報道されもしていたこの事件は、一転「精神異常者による犯罪」との様相をおび、裁判ではその責任能力の有無が重大な焦点とされるようになった。つまり、「罪」を問われ裁きを受ける資格があるかどうかの「精神鑑定」の導入が焦点となったのである。しかし、裁判中に起きたある出来事から彼ロルティはみずからの責任能力を要求しはじめる。つまり「罪」と「裁き」を、有罪判決を要求しはじめたのだ。その出来事とは、証拠として提出された議会議中継用のビデオ・カメラが録音していたロルティ自身の犯罪の一部始終を、被告ロルティの目前で上映するというものである。ロルティはそれを見て動揺し、自分の責任能力を要求しだしたのだという。

奇妙な事件である。彼に責任能力を認めることができるのか？できるとすれば、もちろん裁判の常識として、犯罪がそれとして裁判によって認められるには「加害の意図」が明瞭なものとならなくてはならないが、彼の主観的な加害の意図は「政府を殺すこと」なのである。それが実際には数名の人間の殺害、傷害において起訴されている。この二つの意図のずれをどう処理し、法廷はどのような裁きを加えれば良いのか？

結論を先にいえば、法制史家にして精神分析学者でもある宗教人類学者ピエール・ルジャンドルは、ロルティ伍長の弁護士ラロシェル氏と連絡を取り合い、ロルティを「狂人」とみなして精神病院送りにするのではなく、裁きを受けさせること、つまり限界つきではあるが責任能力を認め、その上で有罪判決を受けさせることを助言したのである。

もちろん、ルジャンドルのこの振る舞いは根拠のないことではなく、彼の長年の「西洋キリスト教規範空間」すなわち彼が言うにはローマ法、キリスト教、産業の三位一体からなる産業主義的近代社会における規範の論理とそこにおける司法の役割に対する透徹した思考があることはいうまでもない。

なぜロルティは父を殺すと称して国家を殺そうとしたのか？精神分析の知見を導入しながらルジャンドルは「父」とは「子」に、オイディプス的な状況における「母」からの分離を果たさせ、言語と法の象徴秩序のなかに参入させる役目を負った「社会的な第三項」だとする。それは実際においては司法がそれを代理すべきものである。しかし、なぜにその「父殺し」が「国家殺し」と混同されるのか？もちろんロルティの個人的な錯乱にのみそれを帰するのではなく、ルジャンドルは「父殺し」が—あるいはすべての父は誰かの息子であり、すべての息子は誰かの父となるべきかもしれないのだから、「殺人」というものそのものが—「系譜」という秩序そのものへの侵害だからだ、とする。系譜的秩序によって人間の再生産（繁殖）を保証するのが国家と呼ばれるものの第一のつとめだとすれば、狂気のレヴェルにおいて、あるいはわれわれの日常的なイメージのレヴェルにおいてでさえ、系譜的秩序の概念を媒介として「国家」と「父」のイメージが交錯するということである。ルジャンドルは、産業主義社会の思考（それを彼は「管理経営的」「肉处理的」と言ったりするのだが）が系譜の社会野における機能をあまりにも矮小化していると批判する。すなわち彼にとっては、前に述べたように「系譜」すなわち「親子関係を基礎づけ、その規範的諸効果を引き受ける力能」は、上に述べたように、家族を対象にした心理学または教育学、あるいは医学という孤立した分野だけに内在するのではなく宗教的・制度的・法的・社会的分野にかかわるものなのである。ここで問われるのはそのような—社会における制度的「父」の観念である。生物学的な「種畜」としての父でもなく、あるいは暴力的な専制君主として表象される「全能」の父でもない。生物学的な父はもちろん医学の分野の領域ではあるだろうが、それは語る生物たる人間の父を考えるには十分ではない。そうではなく、社会野における系譜秩序のなかで具体的に機能する象徴的な父の概念がここでは問われているわけだ。この制度的機能としての父の問題は、つまるところ超越の表象が社会野において人間にどのように作用するかということである。このことを考えることがここで「父を論じる」あるいは「父殺しを論じる」ことなのであり、彼ルジャンドルがこのことを宗教学の講義のなかで—グラータティアヌス教令集から旧約聖書、アウグスティヌスの聖書研究やトーラーを自在に引用しつつキリスト教社会のコンテクストにおいて—述べたことの理路である。

では、ヨーロッパ近代社会の系譜的秩序における「父」の役目とは何か？ルジャンドルは、ここでその「父の役目」の重大さを強調する。彼の論考では父は純然たる「分離機能」であり、つまりフロイトの概念を使用すれば子を言葉なき「一次ナルシズム」の閉域から剥離し法と言語の主体として定礎するのがその職能である。しかしこの社会の規範的機能のもとにある系譜的秩序のなかで枢要たる位置を占める「父の役目」は「壊れやすい」。その父の機能すなわち分離を可能にするためには、一社会における「理性原理」の作用が必要である、とルジャンドルは言う。理性原理の「理性」とはここでは哲学的な理性概念のことではなく、人類学的なそれである。つまり、ひとつの社会における人々が、諸々の「なぜ？」に対する答えをそれぞれ独自の因果性の連鎖として系列化することを「理性」と呼び、その理性＝理由の連鎖に則って世界を了解し分類するその仕方をここでは「理性原理」と呼んでいるのである。（ここで思い出されるのは、レヴィ＝ストロースなど人類学者たちによる「原住民」たちの動植物あるいは系譜的観念に対する特異な分類の指摘である。ルジャンドルは他の著作で「すべて分類することは系譜にかかわる」と述べている。）

だから、ルジャンドルにとって「狂気」とは私的な領域にのみ属するものなのでない。それは、そのまま宗教的・制度的・法的な空間における系譜的秩序とくに父の機能とそれを可能にする理性原理のひとつの破綻なのである。つまり、その社会には世界をそれによって了解しているその社会独自の因果性の系列があり、その因果性の網の目こそがその社会における象徴的「法」の領域にはかならない。しかし、「子」をその因果性の原理、すなわち「理性原理」のなかへと入り込ませる「父」の機能が不全となると、その「子」は一見私的にもみえる「狂気」のなかに入り込み、その因果性が通用しない行動を取ることになる。つまり「理性原理」が通用しない、すなわち「理性がない」行動を。

ルジャンドルが報告するは、ロルティ伍長の父親は、家庭内で暴力を振るい、自分の娘との間に女兒をもうけるといった、「機能不全の」父であったという。ロルティ伍長には幼少時、兄弟たちと謀っておのれの父を殺害しようとする計画を練ったという、まさにフロイトの「トーテムとタブー」における「父殺しの神話」を地でゆくエピソードまで残されている。このような父の機能不全において、因果性が歪んだ世界にロルティは入り込み、妻を持ち娘ができてから、あの機能不全の、無法の、理性原理が通用しない父を反復するのではないかという恐怖に襲われたそうである。そして、その後、まさに「狂気」の、「理性」がない行動に、ロルティ伍長は駆り立てられることになる。彼が殺そうとしたものは、「司法」やひとりひとりの「父親」によって代表され、人間の再生産（繁殖）を可能たらしめる「父の機能」なのではなく、錯乱の論理のなかで「国家」「政府」と混同されたこの機能不全の、無法の父なのである、とルジャンドルは言う。彼の「父の役目」の重要視は、俗耳に入りやすい「強い父の復権」などというものとは一線を画すものであることは以上のことから了解できようかと思われる。

ルジャンドルが、ロルティに「裁き」を、「有罪判決」を要求するのは、つまりロルティがなした「父殺し」を制度的に受理するためである。もしロルティ伍長が「精神鑑定」によって「責任能力無し」とされ、精神病院送りになったとすれば、ロルティ自身から主観的に見れば、彼の「父殺し」は曖昧なまま不成立になったということになってしまう。だからこそロルティは自分の有罪性を主張するのである。ルジャンドルは、有罪性を法の身体への内在性と位置づける。つ

まり、法の発する禁止は、それを破った主体におのずから身体的な情動としてわき上がってくる罪責感という形において機能するのだということだ。法は主体の外にあって主体の恣意的な操作の対象となる一覧表のようなものではない。そうではなく、法はほとんど身体的なレベルにまで浸透して主体に内在し、そのなかで機能を及ぼすわけであり、その法の機能のあらわれこそが「有罪性」なのである。その有罪性を一彼自身の「罪有り」ということへの「罪悪感」を一受理し、それをもって罰を与えるということは、ロルティの中に法が内在したということを社会的規模において認可することなのである。ここにおいて彼の「父殺し」は成功し、法を内在化した彼は「父の機能」を果たすことができる、つまり彼ドゥニ・ロルティの父がそのふるまいによって狂わせた「人間の再生産（繁殖）」の円環のなかにもどってゆくことができるわけである。ルジャンドルが精神分析の影響を色濃く受けているにもかかわらず「心理学」のスペシャリストたちや「俗流精神分析家」たちによる精神鑑定を批判し、「裁判そのものの臨床的機能」を口にするのは以上の理路からであり、また、彼が「有罪性を時代遅れなもの」とする時代の風潮を論難し「悲劇的なものの再認」を述べることもこのことから見やすいこととなるだろう。

もちろん、以上の論旨は筆者によって非常に簡略化されており、ルジャンドル自身の論理の道筋はローマ法の原典への注釈から聖書解釈の伝統、英米の慣習法への言及、あるいは産業社会における「父」の役目の衰退などを引く、その重厚な学識を如何なく示すものとなっていることは彼の名誉のためにふたたび述べておかななくてはなるまい。

ただし、上の論旨を追っていても分かるとおり、すくなくともこの本におけるルジャンドルの論理は「理性原理」を担う社会それぞれの独立性、単独性を前提としており、文化の混淆やシンクレティズムに彼の理論がどの程度まで対応できるかどうかはわからない。この点はひとつ疑問を呈しておく。

最後に、出版の事情もあったらしく、ルジャンドルの紹介がいきなりこのような「応用編」からはじまったことが少々残念であると述べておこう。彼には、『伝承の高価な対象—西洋系譜原理の研究』、『鏡を持つ神—イメージの制度についての研究』、『神の政治的欲望—国家と法の組立についての研究』、『真理の帝国—産業ドグマ空間入門』など、より宗教社会学、宗教人類学の分野に属する理論的な大冊が数多くある。そこにこそ、「世俗化」そして「宗教」概念を自明のものともみなすのではなくそれを幾たびも問いにかけ直すことで、その人類学的理論の狙いをヨーロッパ近代社会へ、あるいは「近代化」の波を被った様々な社会に定める彼の理論の真骨頂があると思われる。「産業社会のなかの宗教的構造」に対する彼の理論的展望を理解するためにも、これらの著作の紹介翻訳が待たれる。（なお、『神の政治的欲望—国家と法の組立についての研究』と『真理の帝国—産業ドグマ空間入門』の翻訳が進行中であり、近刊予定と聞く。）最後に、ドゥニ・ロルティのその後について一言述べる。翻訳者西谷修氏による周到な解説のなかに述べられていることだが、ロルティはほぼルジャンドルが見通した方向で、責任能力を認められ禁固10年の判決を受けた。94年、彼は保護観察の条件つきで釈放されたが、そのとき接触したルジャンドルによれば、彼はその条件下で職を探しているところだったそうである。